

## ○弘前地区環境整備事務組合公印規則

〔 昭和47年 8 月 1 日 〕  
規 則 第 4 号

<b>改正</b> 昭和53年10月 6 日 規則第 3 号	平成19年 2 月22日 規則第 1 号
昭和54年10月27日 規則第 3 号	平成27年10月21日 規則第 3 号
平成 5 年 6 月28日 規則第 2 号	平成28年 2 月24日 規則第 1 号
平成18年 2 月27日 規則第 1 号	

(趣旨)

**第 1 条** 弘前地区環境整備事務組合の公印の保管並びに取扱い等に関し、別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公印の種類等及び保管責任者)

**第 2 条** 公印の名称、字句、形状、大きさ、個数及び使用区分並びに公印の保管責任者は、別表のとおりとする。

**第 3 条** 公印に関する事務については、この規則に定めのあるもののほか、弘前市公印規則（平成18年弘前市規則第9号）の例による。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年10月 6 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年10月27日規則第 3 号）

この規程は、昭和54年11月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 5 年 6 月28日規則第 2 号）

この規則は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約（平成 5 年青森県指令第2531号）の施行の日（8月12日）から施行する。

**附 則**（平成18年 2 月27日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年 2 月22日規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年10月21日規則第 3 号）

この規則は、平成27年11月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 2 月24日規則第 1 号抄）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称及び字句	形状	寸法	個数	使用区分	保管責任者
弘前地区環境整備事務組合之印	正方形	30ミリメートル	1	一般公文書、賞状等	総務課長
弘前地区環境整備事務組合管理者之印	正方形	21ミリメートル	1	一般公文書	総務課長
弘前地区環境整備事務組合管理者之印	正方形	15ミリメートル	1	納入通知書印刷用	総務課長
弘前地区環境整備事務組合管理者之印施設使用事務専用	正方形	21ミリメートル	12	廃棄物処理施設使用許可及び処分手数料減免に係る通知文書	総務課長及び施設管理課長
弘前地区環境整備事務組合管理者職務代理人之印	正方形	21ミリメートル	1	一般公文書	総務課長
弘前地区環境整備事務組合管理者職務代理人之印	正方形	15ミリメートル	1	納入通知書印刷用	総務課長
弘前地区環境整備事務組合管理者職務代理人之印施設使用事務専用	正方形	21ミリメートル	1	廃棄物処理施設使用許可及び処分手数料減免に係る通知文書	総務課長 (ただし、使用期間中においては施設管理課長)
弘前地区環境整備事務組合副管理者之印	正方形	21ミリメートル	1	一般公文書	総務課長
弘前地区環境整備事務組合会計管理者之印	正方形	18ミリメートル	1	領収書その他会計管理者による公文書	会計管理者